

Information

01

所得の申告相談が始まります

平成31年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する人が対象となります。

申告が必要な人

平成30年中に所得があり①勤務先から源泉徴収票を交付されていない②勤務先で給与の年末調整をしなかった③給与所得のほかに、農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があった

※地域によって申告相談日が異なります。申告日程や申告相談時に必要なものは、各世帯に配布されている「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください

※税務署(青色申告者、会計事務所依頼する人を含む)や国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告する場合は、市役所での申告は必要ありません

附表提出のみの申告

次のいずれかに該当する場合は、申告書附表を提出することで申告したことになります。①収入がまったく無かった(他市町村にいる家族の扶養に

なっているなど)②収入が障害者年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得だけ

※申告書附表は「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場、または各総合支所市民課に3月15日(金)まで提出してください

日曜日の申告相談

申告期間中、各申告会場で日曜日(1日だけ)の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも午前が8時45分から11時まで、午後は1時15分から3時30分までです。

日曜日の申告相談の日程は、申告会場ごとに異なりますので「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください。

事業所得について

事業所得など(営業所得・農業所得・不動産所得など)がある人は、帳簿などの記帳・保存が義務化されています。収支内訳書を作成し、申告の際に持参ください。

税務署で申告をお願いします

次のいずれかに該当する場合は、税務署で申告をお願いします。①青色申告をする②過年分(平成29年分以前)の申告をする③取用以外で土地、建物など不動産を売却した④株式や先物取引所得がある⑤繰越損失の申告をする⑥住宅借入金等特別控除の適用を受ける

⑦相続税法対象年金の申告をする⑧利子、上場株の申告をする⑨初めて営業、不動産の申告をする

また、死亡しても確定申告が必要な場合は、税務署にご案内することになりますので、ご了承ください。

ご不明な点は、事前に総務部税務課にご相談ください。

【問い合わせ】総務部税務課(市民税係) ☎0220(22)2163

税務署からのお知らせ 申告書作成会場の開設について

【開設場所】 佐沼税務署1階
 【開設期間】 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)
 ※開設期間前は申告書作成会場を設置していません。少ない職員数での対応となり、長時間お待ちいただく場合がありますので、会場開設期間中にお越しください。
 【相談受付時間】 午前9時～午後4時
 【開設時間】 午前9時～午後5時
 ※土・日曜は開設していません。申告書作成会場は大変混雑しますので、開設時間内に申告書を作成できるよう、早めにお越しください。混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承願います。申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要です。
 【問い合わせ】 佐沼税務署 ☎0220(22)2501

「確定申告書作成コーナー」で簡単に申告書の作成ができます

所得税や贈与税の申告は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)で送信または印刷して提出できます。確定申告期間中なら24時間、土・日曜、祝日も申告書提出が可能。また、税制改正に対応した自動計算機能で、計算誤りのない申告書を作成できます。



[HP] <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

Information

02

障がい者の社会参加を促進 自動車燃料費・タクシー利用費を助成

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者の使用する自動車の燃料費とタクシー利用料金の一部を助成します。

障害者自動車燃料費助成事業

【対象者】世帯全員の住民税が非課税で、次の①～③のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・2級、内部3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部3級のうち障がい者のために運転する②身体障害者手帳下肢3級で、自動車所有し運転する③療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級、18歳未満で身体障害者手帳1・2級、内部3級のうち障がい者のために運転する同居者がいる

※福祉タクシー利用助成事業や透析患者通院費助成事業を利用している人、社会福祉施設入所者、申請時に継続して3カ月以上入院している人、生活保護受給者は対象外です

【対象車両】普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち4輪以上のもの
 ※携行缶など、対象車両以外の給油は出来ません

【利用券の使い方】ガソリンスタンドで給油の際に、利用券(1枚千円分)を月2枚(年間最大24枚)まで利用できます

【交付手続き】3月1日(金)から、各総合支所市民課(市民係)で受け付け交付します

【持参するもの】①障害者手帳②運転免許証③車検証④印鑑

福祉タクシー利用助成事業

【対象者】本人の住民税が非課税で次の①～③のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1・3級で、在宅酸素濃縮器が車いすを常時利用している②療育手帳A③精神障害者保健福祉手帳1・2級

※障害者自動車燃料費助成事業または透析患者通院費助成事業を利用している人は対象外です
 【利用券の使い方】タクシーに



乗るごとに1枚、1カ月に4枚まで利用できます(1年間で最大48枚)
 ※利用券を使うことで、小型タクシーの基本料金と同額になります
 【交付手続き】3月1日(金)から、各総合支所市民課(市民係)で受け付け交付します
 【持参するもの】①障害者手帳②印鑑
 ※各事業とも、平成30年1月1日以降に登米市に転入した人は、平成30年1月1日現在の住所地から、住民税の課税(非課税)証明書を、申請の際に提出してください

問い合わせ

▼福祉事務所生活福祉課(障害福祉係)
 ☎0220(58)5552
 ☎0220(58)2375
 ▼各総合支所市民課(市民係)

Information

03

ニワトリなどの飼養羽数を調査します

鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した場合、被害を最小限にするために、飼養羽数を把握し「早期の発見・通報」迅速・的確な初動」が重要です。ニワトリなどを飼っている人は、飼養羽数を確認の上ご連絡ください。

【対象者】次の種類の鳥を1羽でも飼っている人(ペットとして飼っている人も対象です)ニワトリ、アヒル、ウズラ、キジ、ホロホロチョウ、シメンチョウ、ダチョウ

【報告期限】2月15日(金)まで
 ※牛や豚、100羽以上のニワトリ飼育者、昨年ニワトリの飼養羽数の報告をしている人には別途連絡します

【連絡先】
 ▼産業経済部農産園芸畜産課(畜産振興係)
 ☎0220(34)2713
 ▼県東部家畜保健衛生所(防疫班)
 ☎0220(22)2395



法務大臣から 人権擁護委員に委嘱

及川さよ子さん(中田町・再任)、佐々木恵子さん(南方町・再任)、瀬戸栄典さん(中田町・新任)、佐々木裕見子さん(豊里町・新任)、堀田耕平さん(津山町・新任)が1月1日付けで、人権擁護委員の委嘱を受けました。

人権擁護委員は、私たちのまちな身近な相談パートナーです。「これは人権問題ではないか」「法律が分からないので困っている」ときは、一人で悩まずご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られますのでご安心ください。

【問い合わせ】
 仙台法務局登米支局(総務係)
 ☎0220(52)2070